

愛知県保健医療局低入札価格調査等実施要領 新旧対照表

【新】	【旧】
<p>第1条 略</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 工事における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を適用する工事を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は予定価格 3億円未満の競争入札（政令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に適用するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保健医療局長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 低入札価格調査制度を実施する工事は基準価格を、最低制限価格制度を実施する工事は最低制限価格を設定するものとする。</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>附 則 この要領は、令和元年5月24日から施行する。 ただし、消費税率に係る箇所は、令和元年9月30日までに引渡しをする工事については、100分の108と読み替える。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 工事における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を適用する工事を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は予定価格 2億円未満の競争入札（政令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に適用するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保健医療局長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 低入札価格調査制度を実施する工事は基準価格を、最低制限価格制度を実施する工事は最低制限価格を設定するものとする。</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>附 則 この要領は、令和元年5月24日から施行する。 ただし、消費税率に係る箇所は、令和元年9月30日までに引渡しをする工事については、100分の108と読み替える。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年10月1日から施行する。</p>